

ニュースナビ

**バリアフリー投票を求める運動
すべての人の参政権保障を**

みんなのねがい編集部 小針明日香（こはり あすか）

投票バリアフリーを求める JD「201の事例・要望集」

選挙権があっても、障害があることで「投票所に行けない」「投票がしづらい状況がある」など投票へのバリアは多く、障害のある人の参政権が制限されている現状があります。

日本障害者協議会（JD）は、昨年末から今年3月末にかけて、「投票バリアフリーアンケート」として投票所での合理的配慮を欠く問題事例を募りました。多くの声が寄せられ、5月末には問題事例・意見をまとめた「201の事例・要望集」を作成。総務省や各自治体の選挙管理委員会に提出し、具体的な改善を求めました。

201の事例・要望集は、①「情報のアクセシビリティ」②「投票所のバリアフリー」③「投票方法など」④「選挙と福祉・医療の連携」を軸にまとめられています。以下、要請書の要望項目からいくつか紹介します。

①情報のアクセシビリティ

「知的障害や発達障害がある人に対し、フリガナやわかりやすい選挙公報の発行・発送とともに、投票所の記載台前に候補者の写真を提示するなどの合理的配慮をするように徹底してください」

②投票所のバリアフリー

「投票所は期日前投票所を含め、すべての移動可能な場所に設置するとともに、段差解消、車いす用トイレの設置などバリアフリー化を徹底してください」

「投票の仕方の説明など、投票所に研修を受けた案内・誘導などの人的配置を徹底してください」

③投票方法など

「投票制度は、投票所に行って自筆で書くことが原則になっていますが、このことが困難な場合、郵便投票・代理投票があることを周知徹底してください」

「郵便投票は、介護保険「要介護5」、障害手帳の両下肢・体幹・移動機能障害の1級・2級、心臓などの内部障害1級または3級など対象が限定されていますが、希望するすべての障害者を対象にするとともに、その手続きの簡素化をすすめてください」

④選挙と福祉・医療の連携

「投票所への移動にあたって、いわゆる「政治的活動」としてガイドヘルパー等の福祉サービスが利用できない現状を改めてください。また、同行援護制度におけるガイドヘルパーは投票所の入口までしか行くことができません。投票所内における係員が適切な誘導や配慮できるよう研修を徹底してください」

「病院・高齢者施設・障害者施設など、入

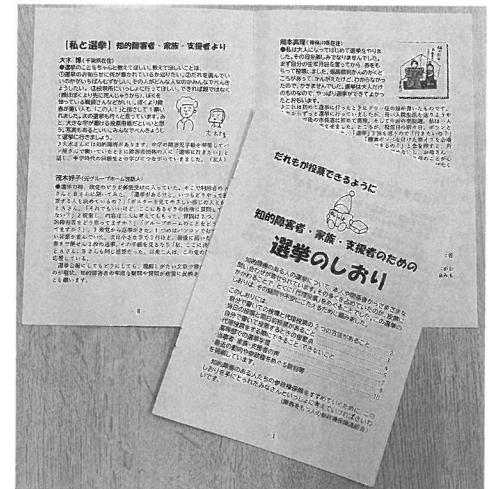
代理投票を身近に～知的障害者・家族・支援者のための選挙のしおり

障害をもつ人の参政権保障連絡会では、3年前の参議院選挙後、障害者の参政権に関する実態調査を実施しました。障害別（肢体・視覚・聴覚・精神）にとったアンケートでしたが、知的障害のある人の実態や思いは、本人・家族・支援者のだれに答えるのがよいのか悩み、見送りました。しかし自由記述の中で、知的障害者の選挙、とくに「代理投票」にかかわる問い合わせが多数寄せられました。やり方がわからずあきらめていた方もいました。そこで編んだのが「選挙のしおり」です。代理投票に初めて挑戦する際に知っておきたいことを記しました。また自分で書いて投票する方への留意点、高等部での選挙学習、本人・家族・支援者の経験談、最近の動向や参政権をめぐる裁判等も掲載しています。

手にした方からは、「しおりを活用して学習会を開いた」「20年ぶりに施設の入所者たちの投票支援を行なった」「わが子が初めて投票に行きました」などうれしい声が続々と届いています。今後も、投票をめぐって困っている当事者や支援者の声を拾いあげ、だれもが投票できる制度づくりをすすめていきたいと考えています。

高梨恵子（障害をもつ人の参政権保障連絡会）

しおりのお求めは、
下記のメールアドレスへお問合せください。
k.takanashi1962@gmail.com



院・入所している人の投票については、「概ね50人以上」の指定基準を緩和して、希望する医療・福祉施設が「不在者投票施設」（指定病院等）に指定されるようにしてください」

*

JDでは、「投票バリアフリー問題事例等の応募フォーム」を開設し、二次調査として問題事例・改善要望を9月末まで募っています。

投票バリアフリー運動を広げよう

これまで障害者の参政権保障の調査や改善の要求などにとりくんできた「障害をもつ人の参政権保障連絡会」では、代理投票などの投票方法がわかりやすく書かれた「知的障害者・家族・支援者のための選挙のしおり」を作成し、大きな反響を呼んでいます。

前述のJDの総務省への申し入れなどは、今年の参議院選挙を前にマスコミ各社でも大きく取りあげられました。NHKでは、投票に役立

つ情報ページとして特設サイト「みんなの選挙」が開設され、7月の参院選開票速報の番組内でも関連映像が放映されるなど関心が高まっています。

障害者権利条約第29条では、「政治的及び公的活動への参加」が、障害者差別解消法には、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」が明記されていますが、障害を理由に参政権が十分に守られていない現状はまだまだ多くあります。そんななか実際に投票への一歩を踏み出し、困難を伝え現状を変えていくこうとする行動が各地で広がっています。来年は、統一地方選挙です。暮らしに直結する一人ひとりの大切な一票。その権利が保障されるために、まわりの人たちへの投票の呼びかけとともに、政治と暮らしがつながる学び、投票行動のための運動をすすめていきましょう。